

天風会所有の知的財産の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人天風会（以下、「財団」という。）が所有する知的財産を

管理し、その権利を保護することによって財団事業の発展に寄与するとともに、財団内における創造的業務活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「知的財産権」とは、知的創作物に関する著作権や営業標識等に関する商標権を総称した権利をいう。
- (2) 「知的財産」とは、知的財産権の対象として法律により認められ保護される創作物及び商標等の標識をいう。
- (3) 「著作権」とは、複製権（印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって著作物を有形的に再生する権利）のみならず、口述権（著作物を朗読などの方法で、口頭で公に伝える権利）、譲渡権（著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利）、翻訳権・翻案権（著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利）、二次的著作物の利用権・貸与権（著作物の複製物を公衆へ貸与する権利）及び公衆送信権（著作物をインターネットで送信したり、放送したり、有線放送して公に伝達する権利）等を総称した権利をいう。
- (4) 「商標権」とは、商標を使用する者の業務上の信用を維持し、需要者の利益を保護するため、商標法に基づいて設定されるものであり、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用を独占し、さらには他人によるその類似範囲の使用を排除することができることを内容とする権利をいう。（この商標権の効力は、我が国の領域内に全て及ぶ。）
- (5) 「会員等」とは、財団の役員、職員及び賛助会員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、財団において知的財産として認定され、管理の対象とされた知的財産及び知的財産権について適用する。

- 2 この規程は、本規程適用後財団が取得する知的財産権に適用があることはもとより、この規程の施行の際、財団がすでに出願し又は登録を受けている商標権（別紙のとおり）及び既に創作された著作物について財団が有する著作権についても適用する。
- 3 財団の賛助会員は、財団及び第三者の所有する知的財産の利用に当たっては、一般同様、著作権法、商標法など関係する法令を遵守しなければならない。
- 4 この規程の定め解釈については、商標法、著作権法等関係する法令の定めを斟酌

しなければならない。

5 財団の知的財産権の管理は、理事会における知的財産管理委員会の所管とする。

(無断使用の禁止)

第4条 会員等は、著作権法に定められている「私的使用のための複製*1」および「引用*2」の範囲を超えて財団が著作権を有する著作物を無断で使用してはならない。
2 会員等は、指定商品・役務又はこれと類似する商品・役務において、財団が商標権を有する商標等の標識やこれと類似する商標等の標識を無断で使用してはならない。

(侵害の防止)

第5条 会員等は、財団の管理する知的財産権に関して、賛助会員及び第三者による権利侵害または侵害のおそれがあると思われる事項を発見した場合は、速やかに財団に報告するとともに、侵害事項等の排除ならびにその防止に努めなければならない。

(違反行為への指導等)

第6条 会員等が法令及びこの規程の定めに違反して、財団の管理する知的財産権を侵害した場合、財団は会員等に対して是正の指導を行い、当該指導によって違反行為の是正が認められない場合には、罰則を適用して必要な処分（注意、厳重注意、行事等への参加停止、退会処分等）に付することができる。

(損害の賠償等)

第7条 会員等が、法令及びこの規程の定めに違反して、財団の管理する知的財産権侵害した場合、財団は会員等に対して、侵害行為の差止め及び損害賠償を請求することができる。

(規程の改廃)

第8条 財団は、財団理事会の決議をもってこの規程を改廃することができる。

附則

(適用期日)

この規程は平成20年4月1日より実施する。

<注釈及び参考>

◇会則注釈

- *1. 自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。
- *2. 自分の著作物に引用の目的上正当な範囲で他人の著作物を引用して利用することができる。但し、法の認める「引用」というのは以下のとおり。
 - ・ 著作物を引用する必然性があり、かつ報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるもの。
 - ・ 引用される部分が「従」で自ら作成する著作物が「主」であるというように、質的にも量的にも主従関係がなければならない。
 - ・ かぎカッコをつけるなどして引用部分を明示し、かつ著作者名、題名などを明らかにし、出所の明示が必要。引用部分と著者の書いた部分が明確に区別ができず、あたかも著者が書いているかのような誤解を与えるものは不可。

◇財団が特許庁に登録している商標 (2011年4月1日現在)

商標名	区分	指定商品並びに指定役務
中村天風	第 41 類	心身統一法の教授
中村天風「心身統一法」	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
天風会	第 9 類	録音済みの磁気シート及び磁気テープ 等
	第 16 類	印刷物、書画、写真
	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
安定打坐法	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
観念要素の更改(法)	第 16 類	印刷物、書画、写真
	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
呼吸操練	第 16 類	印刷物、書画、写真
	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
クンバハカ	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
統一式運動法	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
養動法	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
天風式	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
志るべ	第 16 類	印刷物
天風	第 16 類	印刷物
天風塾	第 16 類	印刷物、書画、写真
	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授
中村天風の「花押」 	第 9 類	録音済みの磁気シート及び磁気テープ 電子出版物等
	第 16 類	紙類、印刷物、書画、写真
	第 41 類	心身の鍛錬に関する教授、 セミナーの企画・運営又は開催、書籍の制作

以上